議案第91号

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年11月30日提出

桐生市長　荒　木　恵　司

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

桐生市福祉医療費助成条例(平成19年桐生市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の4項を加える。

9　この条例において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。第11項において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。

10　この条例において「移動端末設備」とは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。

11　この条例において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とは、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。

12　この条例において「情報提供等記録開示システム」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。

第4条第3項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

第7条第1項中「受けるとともに、」の次に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書若しくは移動端末設備に搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書を送信する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、又は」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　受給資格者は、前項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備に搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書を送信する方法により受給資格認定に関する情報を提供することができない場合は、移動端末設備を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した情報を提示する方法により受給資格認定に関する情報を提供することができる。

第9条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

附　則

この条例は、令和9年3月1日から施行する。

議　案　説　明

議案第 91 号　桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

　福祉医療費支給事務において、個人番号カード等を用いたオンラインでの資格確認を導入することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。